

スポーツの総合祭典「第13回市町村対抗福岡駅伝」運営業務委託仕様書

1. 委託業務名

スポーツの総合祭典「第13回市町村対抗福岡駅伝」運営業務

2. 履行場所

スポーツの総合祭典「市町村対抗福岡駅伝」実行委員会(以下、「実行委員会」という。)の指定する場所

3. 履行期間

契約締結日から令和9年3月10日(水)まで

4. 目的

スポーツの総合祭典「第13回市町村対抗福岡駅伝」(以下、「本大会」という。)の開催にあたり、ランナーズセンタードをコンセプトとしたコース設営及び運営を行うとともに、YouTube によるライブ配信や SNS 等を活用して本大会の様子を発信したり、スポーツはもちろんのこと、食や健康、アウトドア等をテーマとした併設事業を実施したりする。また、テレビメディアを活用し、大会の認知度を高めるとともに、スポーツをとおした元気で活力ある県民生活や地域社会の創造を図ることを目的とする。

5. 大会概要

(1) 開催時期: 令和8年11月15日(日)

(2) 内 容: 県内60市町村各1チームによる駅伝競走

<同時開催イベント> バックアップランナーフリーラン

食や健康、アウトドア等のイベント(以下、「併設事業」)

(3) 会 場: 県営筑後広域公園

(4) 参加人数: 駅伝 約1200人 来場者 約4000人

6. 業務の内容

(1) 福岡駅伝競技運営に関する業務

(2) 参加チームに関する業務

(3) 競技役員・ボランティアに関する業務

(4) 警備・安全対策に関する業務

(5) 医療・救護に関する業務

(6) 総務・式典に関する業務

(7) 協賛・スポンサーセールスに関する業務

- (8) 併設事業の運営に関する業務
- (9) SNS やテレビメディア等を活用した広報・告知に関する業務
- (10) 大会の配信に関する業務
- (11) その他

(1) 福岡駅伝競技運営に関する業務

① 競技運営マニュアル等の作成

ア) スタッフ配置計画

- 総括責任者及び各業務責任者の配置
- 連絡体系計画の作成

イ) コースマップ

ウ) コース設営計画

エ) 収容車両運行計画

② 競技運営に必要な備品等の準備、設営、撤去

ア) 記録計測の実施、管理及び記録証の発行業務(後日発送の場合は発送も含む)

- スタート・ゴール・中継地点の設置(スタート台、エアアーチまたはバナー、テント20張程度、イス、テーブル等)
- 記録の計測およびリザルトの発行
- 駅伝及びフリーランの走者への記録証の作成及び印刷

イ) コース設営(コース用ロープ、カラーフェンス、カラーコーン、バー等)

ウ) 距離表示看板(5枚程度)

エ) 携帯電話、無線等の通信連絡設備

オ) 会場設営に必要な備品等

③ 各種会議への出席及び資料作成、説明

ア) 競技役員主任会

イ) 市町村代表者会

ウ) 監督者会議

エ) その他実行委員会が必要と認める会議及び説明会等

(2) 参加チームに関する業務

① 参加チームのエントリーに関する業務

ア) 説明資料の作成

イ) チーム及び選手エントリーのデジタル化

ウ) 選手リストの管理及び作成

エ) ナンバーカードの作成

オ) 問い合わせ対応

② 参加者の運搬に関する業務

- ア) シャトルバスの手配
- イ) シャトルバスの運行計画の作成
- ウ) シャトルバスの運行管理

(3) 競技役員・ボランティアに関する業務

- ① 競技役員・ボランティアの業務計画の作成
- ② 競技役員・ボランティアの実施体制及び配置計画・図面の作成
- ③ 競技役員・ボランティアの業務マニュアルの作成
- ④ 競技役員・ボランティアの受付及び管理
- ⑤ 競技役員・ボランティアの弁当等の手配・配布及び弁当ゴミの回収・処分
- ⑥ 競技役員・ボランティアの謝金等の支払い

(4) 警備・安全対策に関する業務

- ① 警備及び安全対策計画の作成と図面、マニュアルの作成
- ② 必要な警備員の確保及び配置
- ③ 会場周辺の交通整理スタッフの確保及び配置
- ④ 警備に必要な備品等の手配及び配置
- ⑤ 参加者、沿道応援者及び歩行者の誘導・安全確保
- ⑥ 交通規制の開始及び解除に関する計画・実施
- ⑦ 駐車場の確保及び車両等の整理・誘導・迂回路案内
- ⑧ 駐車場配置計画の作成
- ⑨ 案内板の設置

(5) 医療・救護に関する業務(※病院、消防署への協力依頼は福岡県が実施。)

- ① 医療・救護に関する補助業務
 - ア) 救護テントの配置計画の作成
 - イ) 救護マニュアル等の作成
 - ウ) スタッフ(医師・看護師・医療救護関係者)の配置計画
 - エ) スタッフへの謝礼の支払い
 - オ) 救護所における医療機器(ベッドや毛布等)の手配
- ② マッサージテントの設置
- ③ 医療スタッフの弁当の手配

(6) 総務・式典に関する業務

- ① 事業進行管理(予算執行管理含む)

- ② 開閉会式進行表の作成
- ③ 開閉会式の進行(MCの手配を含む)
- ④ 県運営スタッフとの連絡調整
- ⑤ 表彰に関する備品等の手配
 - ア) トロフィー(3つ)
 - イ) 副賞(必要数)
 - ウ) 区間賞盾(8つ) ※同タイム受賞者がいた場合は追加手配。
- ⑥ トロフィー及び盾への印字
- ⑦ 賞状の印刷
- ⑧ 必要に応じて副賞パネルの作成
- ⑨ ステージの設営(看板、バックパネル等)
- ⑩ 音響設備の設置及び管理

(7) 協賛・スポンサーセールスに関する業務

- ① 協賛・スポンサー企業等へのセールス計画の作成
- ② 協賛・スポンサーメニューの企画
- ③ 協賛・スポンサーセールスの実施
- ④ 協賛・スポンサーメリットの実行及び管理
- ⑤ スポンサーボードの作成

(8) 併設事業の運営に関する業務

- ① 併設事業の企画
- ② 併設事業の会場設営・撤去
 - ア) テント10張程度
 - イ) 1ブースにつきテーブル2台、イス6脚
- ③ 出展者の管理
 - ア) 出展者の管理・連絡調整
 - イ) 出展者の搬入搬出車両誘導
- ④ キッチンカーの出店
 - ア) キッチンカーの出店募集
 - イ) キッチンカー出店料の管理
 - ウ) キッチンカーの出店に係る連絡調整
 - エ) キッチンカーの出店に係る会場設営・撤去
- ⑤ 休憩スペースの設営
 - ア) テーブルの設置
 - イ) イスの設置

- ⑥ 会場レイアウト・デザインの作成
- ⑦ 60市町村旗が掲揚できる環境の整備
- ⑧ 会場占有等申請書の作成・申請の補助
 - ア) 公園内行為許可申請書の補助
 - イ) 臨時営業許可・食品販売業許可申請書作成

以下、(9)～(11)については、協賛金等の収入により実施

(9) SNS やテレビメディア等を活用した広報及び告知に関する業務

- ① SNS を活用した広報及び告知
 - ア) LINE または Instagram による公式アカウントの作成
 - イ) 公式アカウントによる事前告知
 - ウ) 友だち追加によるメリットの創出
 - エ) 県スポーツ協会の公式アカウントとの連動
- ② テレビメディアを活用した広報及び告知
 - ア) テレビ CM 等を活用した大会広報
 - イ) テレビ番組内における大会情報の告知
- ③ その他の広報及び告知
 - ア) 大会ポスターの作成及び印刷
 - イ) 大会ガイドマップの作成及び印刷
 - ウ) 県庁ロビー展での大会広報及び告知
 - エ) 交通量の総量抑制に関する啓発
 - オ) 会場周辺に対する大会開催の事前周知

(10) 大会の配信に関する業務

- ① 大会の YouTube チャンネル等の制作及び運営管理
- ② YouTube チャンネル等におけるライブ配信
 - ア) レースの実況中継
 - イ) MC 及び解説者の手配
 - ウ) リポーター(兼務可)の手配
 - エ) 併設事業等のレポート
 - オ) 参加者等へのインタビュー
- ③ 中継カメラの設置
 - ア) 先導カメラの設置
 - イ) 第1中継所及び第2中継所カメラの設置
 - ウ) 定点カメラ(2台)の設置
 - エ) リポートカメラの設置

④ 大型モニターやビジョントラック等の設置

ア) 第1中継所周辺への設置

イ) 第2中継所周辺への設置

(11) その他

① スポンサーメニューの実施

② 本件業務内容(1)から(10)に関して必要な業務

7. 再委託

受託事業者は、この業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者(グループ会社・関連・関係会社を除く。)に再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合にはその限りではない。

8. 報告書の提出

事業が全て終了した時は、事業終了報告書を提出すること。

(1) 報告書 : 20部

(2) 電子データ(2~3分程度のダイジェスト版 VTR を含む) : 1部

9. 業務を実施するうえで留意する点

(1) 業務の実施にあたっては、安全管理を徹底し、事故防止に努めること。また、実行委員会と綿密な情報交換を行うとともに、実行委員会の指示に従うこと。

(2) 処理が困難な事案が生じた場合は、速やかに実行委員会に報告し、処理方針の指示を受け、対応を図ること。

(3) 本事業によって知り得た情報については、外部に漏らさないように管理すること。

(4) その他、仕様書に定めのない事項については、実行委員会と協議すること。

(5) 契約書の見積もりは、6業務内容の(1)~(8)の内容とすること。

なお、(9)~(11)の実施については、契約締結後、実行委員会と協議の上、検討すること。